

第4次 志摩市 地域福祉（活動）計画

概要版

〈計画の理念〉

誰もがつながりあい自分らしく暮らす志摩市
～ すべての市民に“居場所”のある地域社会をめざして～



絵／三重県立志摩高等学校 山本舞瑠さんの作品

令和4年3月

はじめに

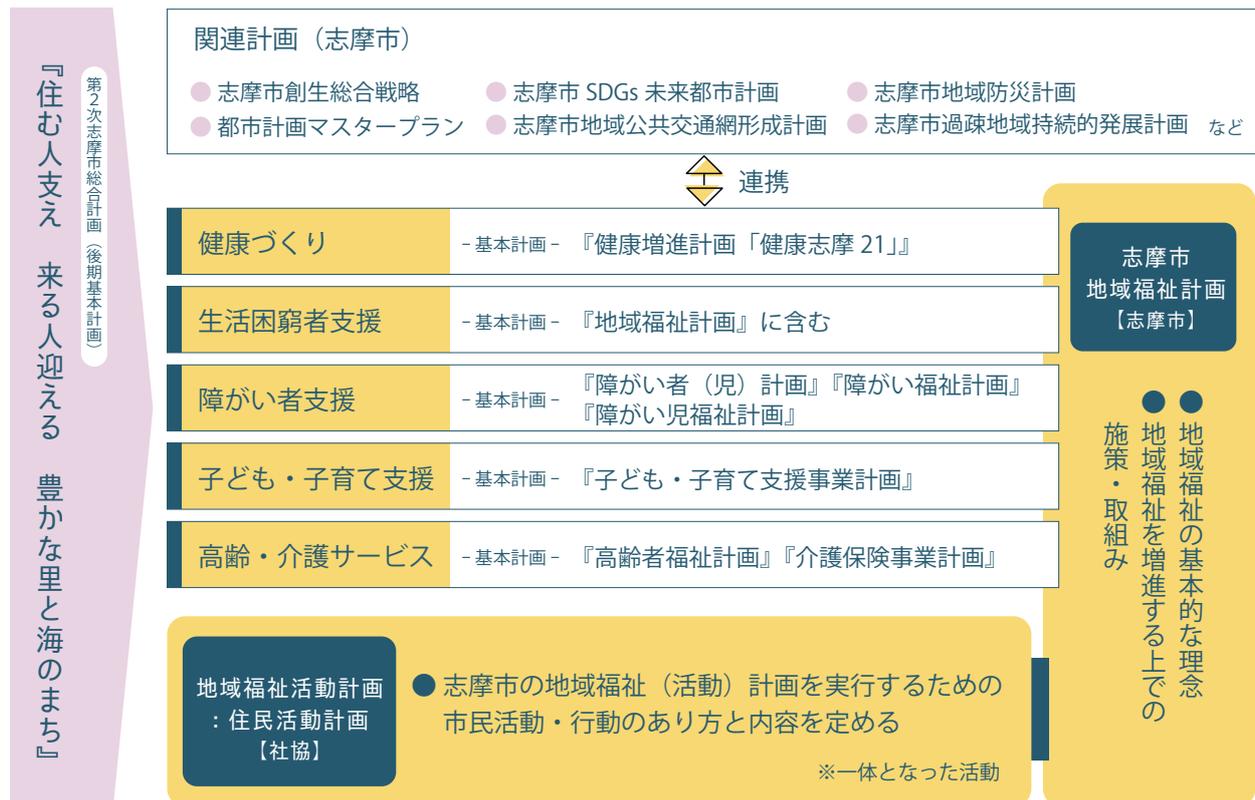
地域福祉を推進する目的は、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会」、すなわち「地域共生社会」を実現することにあります。地域共生社会とは、地域に暮らす人びとが、「支えられる側」「支える側」に分けられてしまうことなく、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加することができる包摂的な地域社会のことです。

地域福祉を推進するために、社会福祉法において地域福祉計画を策定することが、市町村の努力義務とされています。行政による地域福祉推進の基本計画を、「地域福祉計画」と呼びます。そしてそれに基づき策定される、社会福祉協議会（以下、社協）による具体的な地域福祉推進活動の計画を、「地域福祉活動計画」と呼びます。志摩市では、行政と社協が共同で地域福祉推進について協議を行い、「地域福祉（活動）計画」として一体の計画として策定しています。

この『第4次志摩市地域福祉（活動）計画』（以下、本計画）の期間は、2022年（令和4年）4月から2027年（令和9年）3月末までの5年間です。ただし、社会情勢の変化や地域福祉政策および国の動向等の変化によって、必要と認められた場合には見直しを行います。

本計画の位置づけ

行政の福祉分野には、高齢・介護、障がい、子ども・子育て、健康・保健、生活困窮の5つの分野があります。地域福祉計画は、これら福祉の5分野に共通して取り組む事項について定めます。5つの福祉分野は、それぞれの基本計画にもとづく目標があります。しかし、それぞれに展開されている事業は、相互に補完し合う関係にあり、事業間の連携を図る必要があります。本計画が定める理念と基本戦略と、それぞれの福祉分野の基本計画との整合を図り、市の福祉行政を総体として推進していきます。



[計画の基本理念]

誰もがつながりあい自分らしく暮らす志摩市
～すべての市民に“居場所”のある地域社会をめざして～

すべての市民について、地域や社会で孤立することを防ぎ、必要があれば誰もが適切な支援につながることができ、自立した生活がおくれる地域社会の構築を目指します。それは言い換えると、すべての市民が、志摩市そして地域の一員であると感じられる包摂的な社会、すなわち、「すべての市民に“居場所”のある地域社会」の構築を目指すことです。

この理念の実現に向けて、本計画は次の2つの目標の達成を目指します。

① 「誰もがつながりあう」地域社会の実現 ⇒ 重点施策「地域づくり」

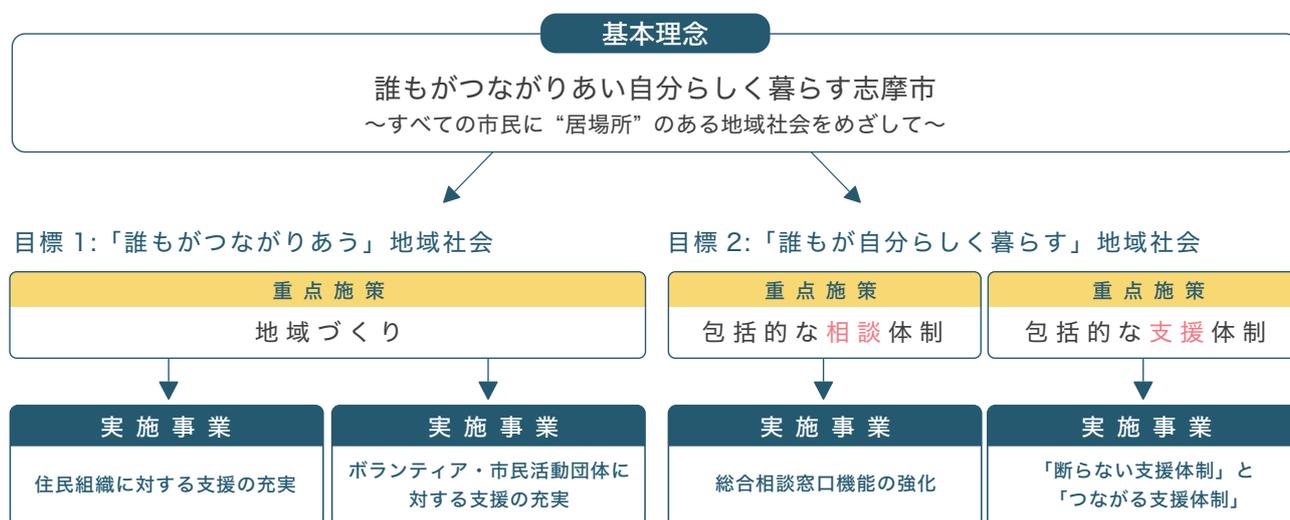
高齢化そしてライフスタイルの多様化が進むなか、典型的な生活課題を想定して設計されている社会保障制度や社会福祉制度での対応が難しい、「複雑・分野横断的な課題」が増えています。複雑・分野横断的な課題に直面する方は、制度による支援につながりにくいため、生活課題が深刻化して地域や社会の中で孤立し、その結果、ますます必要な支援につながりにくくなる場合があります。

“生きづらさ”を抱えている人が孤立せず、必要な時に支援につながるができる地域社会の構築が求められています。そのために、地域のひとと人、人と資源とのつながりを再構築し、“生きづらさ”を抱えている人が参加できる、「誰もがつながりあう」包摂的な地域社会の構築を目指します。

② 「誰もが自分らしく暮らす」地域社会の実現 ⇒ 重点施策「包括的な相談・支援体制」

「自分らしく暮らす」とは、自立した生活を意味します。自立した生活とは、すべてを自分自身で行うことではなく、必要な支援を適切に受け、尊厳をもって周囲から尊重される生活のことです。

そのためには、第一に、社会保障制度や社会福祉制度にもとづく制度による相談支援体制を、いっそう充実していくことが求められています。第二に、これらの制度による支援が困難な複雑・分野横断的な課題に対する相談支援体制を構築する必要があります。



基本理念を実現するための行動計画

～本計画の実施事業の概要～

(1) 重点施策「地域づくり」のための実施事業

地縁的な住民組織とボランティア・市民活動団体は、地域づくりの主な担い手です。これらの諸団体への支援の充実を図ります。地縁的な住民組織とは、自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ、消防団、そしてPTA等、地縁的なつながりを基礎にした地域住民の団体や活動を指します。ボランティア・市民活動団体とは、共通の関心や想いを基礎に市民が主体的に行っている、ボランティア、市民活動団体、非営利団体（NPO）等です。

【取り組むべき課題】

地縁的な住民組織そしてボランティア・市民活動団体から、担い手の高齢化が進むなかで世代交代が進まず、近い将来における活動の継続に困難を感じる、との声が多く聞かれます。他方で、地域に関心を持ち、地域を良くしたいという“想い”を持っている方が、地域には多くいらっしゃいます。住民主体の地域づくりを活性化するためには、地域住民・市民の“想い”が地域づくり活動につながる環境の創出と支援が求められています。

また、ボランティア・市民活動団体の担い手からは、活動の経験やノウハウ、そして活動のなかで生じている課題などを、お互いに交換して話し合える交流の場を求める声が多くありました。

【実施事業の方針】

① 地縁的な住民組織に対する支援

地域に関わりのある人々が、地域の抱えている課題や将来像について話し合い、その“想い”を共有する“場”である「ふくし座談会」の充実を支援します。

② ボランティア・市民活動団体に対する支援

ボランティアセンターの機能の拡充を図り、交流の場の整備など、ボランティア・市民活動が広がっていく上でポイントとなる項目を見据えて、総合的な支援の展開を目指します。

【実施事業の概要】

① 地縁的な住民組織に対する支援 ～ふくし座談会の展開と充実～

- 住民組織等のネットワークの構築：地域づくりに関心のある個人や関係団体の連携の促進を目指します。
- 地域アセスメントの実施：地域の将来構想や地域生活課題について掘り下げ、地域づくりに向けて問題意識や目的意識の共有化を目指します。

② ボランティア・市民活動団体に対する支援 ～ボランティアセンターの機能拡充～

- ボランティアスクールの充実：活動のための体系的な学びの機会と場の提供を目指します。また、ボランティアに関心をもつ人びとが、活動を体験できる機会を提供するトライアル制度の実施を目指します。

- 日常的な活動支援機能の充実：活動資金や活動場所の確保のための支援を充実します。また、支援を必要とする市民とボランティア等との間の橋渡しをするマッチング機能を強化し、活動と活躍の機会や場をコーディネートする支援の充実を図ります。
- ボランティア交流会の開催：活動の経験や課題を相互に交換し、掘り下げて話し合い共有し合える交流会を定期的で開催することを目指します。

(2) 重点施策「包括的な相談体制」のための実施事業

【取り組むべき課題】

地域や社会から孤立するなどさまざまな理由から、自ら行政や社協の相談窓口につながる方ができない方が増えています。相談窓口につなげられないために、抱えている“生きづらさ”が深刻化することがあります。誰もが必要な時に早期につながるように、総合相談窓口の機能を強化していくことが求められています。

また、社会保障制度や社会福祉制度での対応が難しい、複雑・分野横断的な課題が増えています。このような制度での対応が難しい相談にも、適切に対応できる総合相談窓口の機能強化が求められています。

【実施事業の方針】

- 地域に身近な相談窓口機能の拡充：窓口に来訪者を待つのではなく、さまざまな“生きづらさ”を抱えている人を早期に把握するアウトリーチ機能の向上を目指します。これまでの志摩市の地域福祉の成果の一つは、民生委員・児童委員そして自治会等の地域に身近な相談窓口の担い手の方々と、行政や社協の相談窓口との親密な関係です。この特徴を活かして、総合相談窓口のアウトリーチ機能の向上を図っていきます。
- 相談に対するアセスメント力の向上：複雑・分野横断的な課題に関わる相談に対応する能力の向上を目指して、相談の背景事情等を考慮しながら相談内容を読み取る力であるアセスメント能力の向上を図っていきます。

【実施事業の概要】

- 地域に身近な相談窓口機能の拡充：福祉分野を問わず地域と関係のある事業所等にも、地域の身近な相談窓口機能の担い手となる協力を呼びかけ、地域との関わりの接点の多様化を図ります。また、これらの関係者や諸機関との間に“顔の見える関係”を築くことに努めます。これらに取り組むことで、地域の身近な相談窓口の担い手と、行政や社協の専門的な相談窓口との関係をますます拡充し強めることで、アウトリーチ機能の向上を目指します。
- 相談に対するアセスメント力の向上：総合相談窓口機能の中核を担う相談支援調整会議に相談支援アドバイザーを配置し、外部からの助言を受けつつ、相談に対するアセスメント力の向上を図ります。

(3) 重点施策「包括的な支援体制」のための実施事業

【取り組むべき課題】

支援を必要とする方が適切に支援につながるように、社会保障制度や社会福祉制度を効果的に運用する体制の構築を目指すことは当然です。そのために、次の2つの課題への取り組みを強化します。

第一に、いくつかの生活課題が重なり複雑化している場合にも、相談者を窓口間で“たらい回し”することなく、市役所の部署間が連携し、必要な支援に適切につながる相談支援体制の強化が必要です。

第二に、社会保障制度や社会福祉制度の適用が難しいけれど、地域や社会から孤立することを防ぐために何らかの支援が必要と思われる要支援者に対する支援体制の整備が求められています。

【実施事業の方針】

●「断らない支援体制」の整備：行政の福祉分野の部署間、そして社協との間の横断的連携を図る「相談支援調整会議」の機能を高めることによって、社会保障制度や社会福祉制度による支援をより効果的に運用できる体制の整備を推進します。

●「つながる支援体制」の構築：社会保障制度や社会福祉制度を適用することを目的にした「具体的な課題解決を目指すアプローチ」の考え方にもとづく従来の支援体制に加えて、「つながり続けることを目指すアプローチ」の考え方にもとづく支援体制の構築を目指します。後者のアプローチは、支援者と要支援者が継続的につながり関わり合いながら、要支援者とその周囲との関係を広げていくことを目指す支援の考え方です。つながり続けることで、さまざまな“生きづらさ”を抱える人の社会的孤立を防ぎ、必要な時に適切に制度による支援につなぐことを目指します。

【実施事業の概要】

● アセスメント機能の強化：相談支援調整会議において、相談支援アドバイザーを配置して外部からの評価を入れつつ、行政の福祉分野の相談支援業務の内容の点検と見直しに継続的に取り組み、制度による支援の効果的な運営体制の調整と整備を推進します。

● チーム支援による「つながる支援」体制の構築：「つながる支援」が必要と認められるケースに対しては、関係する部署が横断的に参加する支援チームを相談支援調整会議の中に構成します。そして、支援チームが中心となって、要支援者と関わりのある地域の人びとや関係団体等と連携し、チーム体制で「つながる支援」体制の形成と運用を図っていきます。



絵／三重県立志摩高等学校 谷 実椛さんの作品

誰もがつながりあい自分らしく暮らす志摩市
～ すべての市民に“居場所”のある地域社会をめざして～

第4次志摩市地域福祉（活動）計画

令和4年3月発行

〈問い合わせ先〉

志摩市健康福祉部 地域福祉課

〒517-0592
三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
TEL 0599-44-0283
FAX 0599-44-5260

社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会

〒517-0214
三重県志摩市磯部町迫間 955 番地
TEL 0599-56-1600
FAX 0599-56-1601



志摩市 & 志摩市社会福祉協議会